

法人文書の開示決定等に係る審査基準について

平成17年10月1日
17広(通達)第3号
(最終改正) 令和4年3月30日
令03広(通達)第3号

(目的)

第1条 この通達は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「法」という。)に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)における法人文書の開示決定等に係る審査に当たっての基準を定め、もってその適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(法人文書に該当するか否かの基準)

第2条 開示請求の対象となる「法人文書」とは、機構の役員又は職員(以下「役職員」という。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、機構の役職員が組織的に用いるものとして、機構が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されているものを含まない。

- 2 法人文書が「組織的に用いるもの」に該当するか否かについては、次の各号に掲げる観点から総合的に判断を行うものとする。
- (1) 法人文書の作成又は取得の状況
 - イ 役職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得したものかどうか
 - ロ 直接的又は間接的に管理監督者の指示等の関与があったかどうか
 - (2) 法人文書の利用の状況
 - イ 業務上必要なものとして他の役職員又は部外に配布されたものであるかどうか
 - ロ 他の役職員がその職務上利用しているものであるかどうか
 - (3) 保存又は廃棄の状況
 - イ 専ら役職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか
 - ロ 組織として管理している役職員共用の保存場所等で保存されているものであるかどうか
 - (4) 以下のものは「組織的に用いるもの」に該当しない。
 - イ 役職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のために利用し、組織としての利用を予定していないもの(自己研鑽のための資料、備忘録等)
 - ロ 役職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し
 - (5) どの段階から組織として共用された文書の実質を備えた状態になるかについては、文書の利用又は保存の実態により判断を行うこととなるが、以下の時点を目安とする。
 - イ 決裁を要するものについては、起案文書が作成され、回議に付された時点
 - ロ 会議資料については、会議に提出した時点
 - ハ 申請書等については、申請書等が機構に到達した時点
 - ニ 組織として管理している役職員共用の保存場所等に保存した時点
- 3 「保有しているもの」とは、所持している文書をいう。この「所持」は、物を事実上支配している状態をいい、当該文書を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合にも、当該文書を事実上支配していれば、「所持」に当たる。ただし、一時的に文書を借用している場合や預かっている場合等、当該文書を支配していると認められない場合、「保有しているもの」には該当しない。

(法人文書を特定するための基準)

第3条 法人文書の特定は、開示請求書の「1. 請求する法人文書の名称等」の記載から役職員が開示請求者の求める法人文書を他の法人文書と識別できるか否かにより、判断を行うものとする。

(法人文書の開示義務等)

第4条 開示請求があったときは、次の各号に掲げる場合を除き、開示請求に係る法人文書を開示しなければならない。

- (1) 開示請求に係る法人文書の全部に法第5条各号に規定される情報(以下「不開示情報」という。)が記録されているため、全て不開示とする場合(不開示情報が記録されている部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。)
- (2) 法第8条の規定により、法人文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する場合
- (3) 開示請求に係る法人文書を機構が保有していない場合又は開示請求の対象が法人文書に該当しない場合
- (4) 開示請求に係る法人文書が、他の法令において開示手続が定められており、法の適用除外規定により、開示請求の対象外のものである場合
- (5) 開示請求手数料が納付されていない場合、法人文書の特定が不十分である場合等、開示請求に形式的な不備がある場合
- (6) 権利濫用に関する一般法理が適用される場合

2 部分開示

法第6条の規定により、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を

除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

3 公益上の理由による裁量的開示

法第7条の規定により、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該法人文書を開示することができる。

(個人に関する情報に該当するか否かの基準(法第5条第1号関係))

第5条 法第5条第1号に規定する「個人に関する情報」(以下「個人情報」という。)に該当するか否かについては、第2項から第6項に掲げる観点から判断を行うものとする。

2 「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。」(法第5条第1号本文)

(1) 「個人に関する情報」

個人(生存する個人のほか、死亡した個人も含む。)に関連する情報全般をいい、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報、並びに、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

(2) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」

イ 「その他の記述等」とは、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号(職員番号、振込口座番号、保険証の記号番号等)等の情報をいう。

ロ 「特定の個人を識別することができるもの」とは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体をいう。

ハ 氏名以外の年齢、性別、居住地域等、単独では必ずしも特定の個人を識別することができないが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができる場合は、個人識別情報として不開示とする。

(3) 「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」

イ 単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報についても、個人識別情報として不開示とする。

ロ 「他の情報」とは、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なもの等、一般人が通常入手し得る情報(近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含む。)をいい、当該個人情報の性質、内容等に応じ、個別に判断を行う。

(4) 「特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

匿名の作文や無記名の個人の著作物等、個人の人格と密接に関連する情報又は公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがある情報については、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがある場合は、不開示とする。

3 「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(法第5条第1号ただし書イ)

(1) 「法令の規定」

何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。ただし、公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められている場合、当該情報は、「公にされている情報」には該当しない。

(2) 「慣行として」

慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることをいう。ただし、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には該当しない。

(3) 「公にされ」

現に公衆が知り得る状態に置かれていることをいい、現に公知の事実である必要はない。ただし、過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では「公にされている」には該当しない場合もあり得る。

(4) 「公にすることが予定されている情報」

将来的に公にする予定(具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。)の下に保有されている情報をいう。また、ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないと合理的な理由がない等、当該情報の性質上通例公にされる情報も含まれる。

4 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」(法第5条第1号ただし書ロ)

公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回る場合には、当該情報を開示する。また、現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

5 「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」(法第5条第1号ただし書ハ)

(1) 「当該個人が公務員等である場合において」

「公務員等」とは、国家公務員、独立行政法人等の役職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役職員及び地方公共団体の役職員等をいい、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わない。また、公務員等であった者の公務員等であった当時の情報についても含まれる。

(2) 「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報等、公務員等がその担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報（具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報に限る。）をいう。なお、人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は管理される公務員等の個人情報として保護する必要があり、当該情報については不開示とする。

(3) 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

イ 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職と職務遂行の内容については、当該公務員等の個人情報としては不開示としない。

ロ 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、当該公務員等の個人情報としては不開示としない。

6 本人からの開示請求

本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合、特定の個人が識別される情報については、法第5条第1号ただし書イからハの規定に該当する場合又は法第7条の規定により開示する場合を除き、不開示とする。

（行政機関等匿名加工情報等に該当するか否かの基準（法第5条第1号の2関係））

第5条の2 法第5条第1号の2に規定する「行政機関等匿名加工情報」等に該当するか否かについては、次項の観点から判断を行うものとする。

2 「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号」（法第5条第1号の2）

(1) 「行政機関等匿名加工情報」

次のイからハのいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報をいう。

イ 「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第75条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

ロ 当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書等の開示請求があれば、次のいずれかを行うこととなるものであること。

① 当該法人文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

② 法第14条第1項若しくは第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

ハ 機構の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、個人情報保護法第114条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

(2) 「記述等」

当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(3) 「個人識別符号」

個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第1条各号に定めるもの（旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、個人番号等）をいう。

（法人等に関する情報に該当するか否かの基準（法第5条第2号関係））

第6条 法第5条第2号に規定する「法人等に関する情報」に該当するか否かについては、第2項から第4項に掲げる観点から判断を行うものとする。

2 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」（法第5条第2号本文）

(1) 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報」

イ 「法人その他の団体」とは、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人、政治団体、外国法人、法人ではないが権利能力なき社団等をいう。

ロ 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報をいう。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員の個人情報でもあるため、法第5条第1号に規定する不開示情報に該当するか否かについても検討を行うものとする。

(2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」

当該情報は、個人情報ではあるが、事業に関する情報であるので、前号に掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、法第5条第2号に規定する不開示情報に該当するものとする。

(3) 「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」

公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護する必要性が上回る場合には、当該情報を開示する。また、現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

3 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(法第5条第2号イ)

(1) 「権利」

信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切をいう。

(2) 「競争上の地位」

法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における有利な地位等をいう。

(3) 「その他正当な利益」

ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位等をいう。

(4) 「害するおそれ」

イ 「害するおそれ」があるか否かの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して判断を行うものとする。

ロ 「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

4 「独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」(法第5条第2号ロ)

(1) 「独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」

機構の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、機構の要請を受けずに提供の申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、機構が合理的理由があるとして当該条件を受諾した上で提供を受けた場合は、不開示となり得る。

(2) 「要請」

法令に基づく報告又は提出の命令は含まれない。

(3) 「公にしない」

第三者に対して当該情報を提供しないことをいい、特定の目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も含まれる。

(4) 「条件」

双方の合意により成立するものであり、条件を設ける方法については、文書によらない口頭による場合も含まれる。

(5) 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

イ 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いをいい、当該法人等において公にしていなくても、これに該当しない。

ロ 「公にしない」との条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時における諸般の事情を考慮して判断を行うものとする。ただし、公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり同種の情報が既に公にされている場合等、必要に応じ、その後の変化も考慮するものとする。

(審議、検討等に関する情報に該当するか否かの基準(法第5条第3号関係))

第7条 法第5条第3号に規定する「審議、検討等に関する情報」に該当するか否かについては、第2項から第3項に掲げる観点から判断を行うものとする。

2 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」(法第5条第3号)

(1) 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院(これらに属する機関を含む。)をいい、これらの機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間のことをいう。

(2) 「審議、検討又は協議に関する情報」

国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は機構が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討等、各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

(3) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

イ 公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれをいう。

ロ 「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる（本条において同じ。）。

(4) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。

(5) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に、又は、事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、不正な投機を助長する等して、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれをいう。

(6) 「不当に」

審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度の情報をいう。ただし、予想される支障が「不当」なものか否かの判断に当たっては、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断を行うものとする。

3 意思決定後の取扱い等

審査、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、事務又は事業全体の意思決定又は次の意思決定に関して法第5条第3号に該当するか否かの検討を行う。また、当該情報を公にすることにより、国民の間に混乱を生じさせ、又は、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、不開示となり得る。

（事務又は事業に関する情報に該当するか否かの基準（法第5条第4号関係））

第8条 法第5条第4号に規定する「事務又は事業に関する情報」に該当するか否かについては、第2項から第9項に掲げる観点から判断を行うものとする。

2 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」

（法第5条第4号本文）

(1) 「次に掲げるおそれ」

イ 法第5条第4号イからトに規定するものの事務又は事業の外にも、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を公にすることにより、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」として、不開示となり得る。

ロ 「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる（本条において同じ。）。

(2) 「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

イ 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格をいい、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かを判断する。

ロ 各規定の要件に該当するか否かの判断に当たっては、客観的に判断するとともに、事務又は事業がその根拠となる規定や趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」に該当するか否かの判断を行う。

ハ 「支障」の判断に当たっては、名目的なものでは足りず実質的なものをいう。

3 「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ」（法第5条第4号イ）

(1) 「国の安全が害されるおそれ」

イ 「国の安全」とは、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基礎としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていること等、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。

ロ 「国の安全が害されるおそれ」とは、国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

(2) 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」

イ 「他国若しくは国際機関」とは、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織の事務局等をいう（以下「他国等」という。）。

ロ 公にすることにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意志に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなる等、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。

(3) 「他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ」

交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、公にすることにより、現在進行形中の又は将来予想される交渉に関する我が国の立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利を被る等、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。

4 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」（法第5条第4号ロ）

- (1) 「犯罪の予防」
犯罪の発生を未然に防止することをいう。
 - (2) 「犯罪の鎮圧」
犯罪がまさに発生しようとするのを未然に防止すること、又は、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し若しくは終息させることをいう。
 - (3) 「犯罪の捜査」
捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起等のために犯人及び証拠を発見、収集、保全することをいう。
 - (4) 「公共の安全と秩序の維持」
犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものをいう。刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜査、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防、捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防、捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、不開示とする。また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがある等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報（例えば、火薬類、毒物、劇物等の保管に関する情報。）や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれがある情報も不開示とする。
- 5 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（法第5条第4号ハ）
- (1) 「監査」
主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。
 - (2) 「検査」
法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。
 - (3) 「取締り」
行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態で確保することをいう。
 - (4) 「試験」
人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。
 - (5) 「租税の賦課若しくは徴収」
国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させること若しくは租税その他の収入金を取ることをいう。
 - (6) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」
監査等の対象、実施時期、調査事項の詳細な情報等、事前に公にすることにより、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握を困難にするおそれがあるもの、また、事後であっても、当該情報を公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるもの等をいう。
- 6 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（法第5条第4号ニ）
- (1) 「契約」
相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。
 - (2) 「交渉」
当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整等の折衝を行うことをいう。
 - (3) 「争訟」
訴訟、行政不服審査法に基づく審査請求等、訴えを起して争うことをいう。
 - (4) 「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」
入札予定価格等を公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれる場合、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある場合等、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる上記の契約等において、財産上の利益又は当事者としての利益を不当に害するおそれをいう。
- 7 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」（法第5条第4号ホ）
- 知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等で、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退し、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合等、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれをいう。
- 8 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（法第5条第4号ヘ）
- 勤務評価や人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるもの等、国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う人事管理（職員等の任免、懲戒、給与、研修その他職員等の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務についてその公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれをいう。

9 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」（法第5条第4号ト）

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれという。

（部分開示に該当するか否かの基準（法第6条関係））

第9条 法第6条に規定する「部分開示」に該当するか否かについては、第2項から第3項に掲げる観点から判断を行うものとする。

2 「独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」（法第6条第1項）

（1）「開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合」

開示請求について審査した結果、開示請求に係る法人文書に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合をいう。

（2）「容易に区分して除くことができるとき」

イ 「区分」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分することをいう。

ロ 「除く」とは、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆を行う等、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

ハ 文章として記録されている特徴のある筆跡又は録音されている声により特定の個人を識別できる場合等、当該法人文書のどの部分に不開示情報が記載されているかという記載部分の区分が困難な場合や区分は容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合（電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合を含む。）は、「容易に区分して除くことができるとき」には該当しない。

ニ 部分開示の作業に多くの時間及び労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

ホ 録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合や録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合等、不開示情報部分のみを除去することが容易ではない場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。

（3）「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」

部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかの方法の選択については、法の目的に沿った範囲で、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して決定する。

（4）「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」

イ 不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等、開示をしても意味がないと認められる場合をいう。

ロ 「有意」性の判断に当たっては、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、個々の請求者の意図によらず、客観的に判断を行うものとする。

3 「開示請求に係る法人文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」（法第6条第2項）

（1）「開示請求に係る法人文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合」

開示請求に係る法人文書に個人識別情報が記録されている場合をいう。

（2）「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」

イ 個人識別情報以外の部分について、公にしても、個人の権利利益保護の観点から支障が生じない場合には、法第5条第1号に規定する不開示情報に該当しないものとして取り扱い、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分を開示する。なお、カルテ、作文等の個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の研究論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるもの等は、部分開示を行わない。

ロ 個人識別情報とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人情報全体として不開示とする。ただし、個人識別情報は、法第5条第1号ただし書きイからハに規定するいずれかに該当しない限り、不開示とする。

（公益上の理由による裁量的開示に該当するか否かの基準（法第7条関係））

第10条 法第7条に規定する「公益上の理由による裁量的開示」に該当するか否かについては、次項に掲げる観点から判断を行うものとする。

2 「独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示することができる。」（法第7条）

不開示情報に該当する情報であるが、機構の判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合は、当該情報を開示する。

(法人文書の存否に関する情報に該当するか否かの基準(法第8条関係))

第11条 法第8条に規定する「法人文書の存否に関する情報」に該当するか否かについては、次項に掲げる観点から判断を行うものとする。

2 「開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、独立行政法人等は、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」(法第8条)

開示請求に係る法人文書が存在するか否かにかかわらず、開示請求に係る法人文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合や開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該法人文書の存否を回答できない場合をいう。

附則

この通達は、平成17年10月1日から施行する。

附則(平成25年3月22日 24広(通達)第1号)

この通達は、平成25年4月1日から施行する。

附則(平成27年3月30日 26広(通達)第2号)

この通達は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成28年3月28日 27広(通達)第2号)

この通達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日 令03(通達)第3号)

この通達は、令和4年4月1日から施行する。